

かごしま材利用建築物コンクール実施要領

(目的)

第1条 かごしま材利用建築物コンクール（以下「コンクール」という。）は、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（都市の木造化推進法）」第31条及び「鹿児島県建築物等木材利用促進方針」第2の5に基づき行うものであり、かごしま材を活用した優良な建築物を表彰することにより、建築物における木材利用について広く県民の関心と理解を深めるとともに、建築物へのかごしま材の一層の利用促進が図られることを目的とする。

(開催)

第2条 コンクールは、隔年開催とし、鹿児島県が主催する。

(表彰の対象となる建築物)

第3条 対象となる建築物は、かごしま材を活用し、かつ、別に定める募集要領の期間内に竣工した、次のいずれかに該当する鹿児島県内に現存している建築物とする。

ただし、戸建て住宅及び国・県が整備したものは除く。

- (1) 木造又は木造との混構造建築物
- (2) 非木造であるが内装木質化した建築物

(表彰の部門)

第4条 表彰の部門は、次のとおりとする。

- (1) 木造又は木造との混構造の部
- (2) 内装木質化の部

(表彰の種類)

第5条 表彰の種類は、前条に規定する部門毎に、最優秀賞（1点以内）、優秀賞（2点以内）とする。

2 前項の賞のほか、特別賞を設けることができる。

(応募方法)

第6条 応募（応募要件、応募期間、応募申請書等）は、別に定める募集要領によるものとする。

(表彰建築物の決定)

第7条 県は、応募のあった建築物について、委嘱した選定委員による公正な審査結果に基づき、表彰建築物を決定する。

2 選定委員は、別に定める選定委員会設置規程によるものとする。

(表彰の方法)

第8条 前条により決定した表彰建築物の建築主、設計者及び施工者の三者を表彰することとし、「鹿児島県森林・林業振興大会」において、賞状の贈呈を行う。

(表彰建築物の公表)

第9条 県は、表彰建築物を県ホームページ等で公表するとともに、木材利用に関する各種研修会等で紹介する。

(庶務)

第10条 コンクールに関する庶務は、鹿児島県環境林務部かごしま材振興課において行う。

(雑則)

第11条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和5年7月28日から施行する。